

令和 7 年度「わった～バス利用促進乗車体験事業」運営等委託業務に係る
企画提案仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度「わった～バス利用促進乗車体験事業」運営等委託業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

県においては、県民にモニターとなってもらい、一定期間、路線バスやモノレールの運賃を半額にして、その利用における乗降データ（OD データ）等を取得し、アンケート調査と併せて、利用実態を把握し、今後の公共交通の利便性向上に向けた各種施策に繋げるための取組（以下、「半額バス事業」という。）を実施することとしている。

本業務は、半額バス事業を円滑に実施するための事務局の運営及び周知広報等を行う。

4 半額バス事業の概要

※現時点での想定であり、今後変更の可能性がある。

(1) 実施期間：令和 8 年 1 月の 1 ヶ月間

※事業の準備状況等に応じ、前倒しする可能性がある。

(2) 半額運賃の時間帯：平日は午前 9 時以降の利用、土日祝日は終日利用

(3) 対象路線：県内の路線バス、コミュニティバス及びモノレール
（リムジンバス等は除く）

※半額バス事業に参加する交通事業者が運行するもの。

※交通事業者の参加確認については、県が別途行う。

(4) モニター数： 3,000 人程度を想定

(5) 半額運賃の決済手段

次の決済手段のうち、半額バス事業に参加する交通事業者が可能な決済手段を採用する。（複数が混在する可能性あり）

- ① 半額バス専用 IC カード（OKICA 想定）による決済
- ② クレジットカードによる決済
- ③ その他デジタル決済（アプリ・10 カード・商業 OKICA 等）
- ④ 現金等による決済

5 委託業務の内容

(1) モニター募集、選定

- ・モニターを募集し、地域や年齢層を考慮の上、幅広くモニターの選定を行うこと。（選定方針は県から別途示す。）
- ・選定したモニターのリストを作成し、適切に管理すること。
- ・半額パスの決済手段として専用 IC カードが発行される場合は、その効率的な発行のためのデータを提供可能とすること。

(2) 利用者証、半額パス専用 IC カードの発行・管理

- ・選定されたモニターに対し、半額パスの利用者証を発行すること。利用者証は、モニターが路線バスを半額で利用する際に、運転手に提示するなどの使用を想定している。
- ・専用 IC カードが発行される場合は、その発行者と連絡調整し、利用者証と併せてモニターへの引き渡しを行うこと。
- ・専用 IC カードの発行、引き渡しにあたっては、デポジット料金の収受方法についても構築すること。
- ・モニターに対して、事業内容や半額での乗車方法等の説明資料を作成し、配付すること。
- ・半額期間の終了後、必要に応じて、利用者証及び専用 IC カードの回収・廃棄を行うこと。具体的な回収・廃棄方法については、県と調整して決定する。

(3) モニターへのアンケート調査の実施

- ・モニターに対し、半額パスによる利用状況や、事業前後の行動変容等を調査するためのアンケート調査を実施すること。アンケート調査は、半額パス実施期間の開始前と終了後の2回程度を想定している。
- ・アンケート項目の設計については、県が別途発注する半額パス事業の効果検証業務と連携して行うこと。なお、アンケート調査結果の分析については、効果検証業務において実施予定である。

(4) 事業実施に必要な周知・広報

- ・メディア、SNS、その他広報媒体を活用して、半額パス事業の実施内容、実施期間、対象バス等を周知し、県民からモニターを募集する。
- ・普段からバスを利用している層と利用していない層が存在していることを踏まえ、それぞれの層にあわせた周知方法を提案すること。

(5) 交通事業者等との連絡調整

- ・半額パス事業を円滑に実施するため、参画する交通事業者の決定後、県、交通事業者等の関係者で数回の会議を開催する。
- ・半額運賃でのバス利用の決済方法など、交通事業者に説明するための資料を作成すること。

(6) 問い合わせ窓口の設置

- ・ モニター及び県民等からの問い合わせに対応するよう窓口を設置すること。

(7) その他、事業実施に必要な事項

上記(1)から(5)のほか、県と調整を行い、事業実施に必要な事項について実施すること。

6 実施体制

当該業務の実施にあたっては、業務の遂行に必要な担当者を配置するとともに、県と十分に協議を行いながら業務運営ができる体制を構築すること。

7 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 上記（1）で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア) 契約金額の50%を超える業務

イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負させようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負させるときは、この限りではない。

① その他、簡易な業務

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本（デザイン含む）

ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) WEBサイトのプログラム設計、プログラミング、コーディング、サーバー管理など

オ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 その他の留意事項

- (1) 受託者は本事業の実施において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。